

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成三十年一月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年十二月七日奈良県指令高土第二九一二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十二月十八日高土第九一〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡王寺町本町一丁目七五番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡王寺町本町一丁目五番三〇号

池島知

一 許可番号

平成二十九年九月二十六日奈良県指令高土第二九一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十二月二十一日高土第九一一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年十二月二十一日高土第三七四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市すみれ野一丁目九番七、九番一五、九番一六、九番一七、九番一八、九番一

九及び九番二〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市竹内三九三番地

株式会社大地不動産 代表取締役 阪口馬左也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市すみれ野一丁目九番七

下水道 香芝市すみれ野一丁目九番七の一部